

平成 30 (2018) 年度  
自 己 点 検 評 価 書

平成 31(2019)年 3 月  
滋慶医療科学大学院大学



目 次

|             |    |
|-------------|----|
| I. 序章       | 1  |
| II. 本章      | 2  |
| 1. 使命・目的等   | 2  |
| 2. 学生       | 5  |
| 3. 教育課程     | 11 |
| 4. 教員・職員    | 14 |
| 5. 経営・管理と財務 | 18 |
| 6. 内部質保証    | 19 |
| 7. 社会貢献     | 20 |

## I. 序章

平成 23 (2011) 年 4 月、日本初の医療安全管理学専攻修士課程を持つ滋慶医療科学大学院大学（以下、「本学」という。）が開学した。本学は医療機関等で発生する医療事故の予防や事故後の対応等を含めて、医療全般の質的向上、チーム医療を推進する人材の養成、及び医療安全管理学と医療経営管理学の領域の教育・研究の体系化を目的とし、これらの成果を通じて社会へ貢献することを使命としている。

開学 6 年目の平成 28 (2016) 年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、評価基準に適合していると判定された。平成 29 (2017) 年度以降は毎年度自己点検・評価を行い、自己点検評価書にまとめて公表している。これにより本学の現状を評価し、課題を明らかにすることによって改善を図り、大学としての機能向上を目指している。平成 30 (2018) 年度からは日本高等教育評価機構の新たな基準項目に基づき、自己点検評価を行うこととなった。

また、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 (2016) 年文部科学省令第 16 号 平成 29 (2017) 年 4 月 1 日施行）により、大学等が自らの教育理念に基づき育成すべき人材像を明確化し、それを実現するための適切な教育課程を編成することにより、体系的・組織的な教育活動を行うことが求められ、「卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」の 3 ポリシーを策定・公表することとなった。本学においても 3 ポリシーを公表し、その内容を踏まえて入学生の選抜や教育・研究指導を行っている。

さらに、平成 29 (2017) 年度に文部科学省職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受け、平成 30 (2018) 年度入学生より、所定の要件を満たす学生は専門実践教育訓練給付金の受給を受けることが可能となった。ほぼ全員が社会人学生である本学にとって、学生の経済的支援として有効であると考えられる。

社会貢献活動に関しては、従来の医療安全実践教育研究会や医薬品等製造実践教育研究会等の活動を継続するとともに、平成 30 (2018) 年度に新たに医療機器安全管理研究会を立ち上げた。この研究会の目的は、ますます高度化専門化する医療機器全般に関わる安全性、有効性、妥当性そして経済性について研究を行い、実践的な医療機器の安全管理について情報発信することである。

少子超高齢社会へと進む現代の日本において、医療供給体制が変化し、医療機関から介護施設、在宅に至る患者・利用者等の安全への取組みの必要性が拡大しており、本学の果たすべき役割はますます高まっている。今後も本学の運営について真摯に自己点検・評価を行うことにより、大学機能の向上に向けて努力し、社会的要請に応えていく所存である。

## II. 本章

### 1. 使命・目的等

#### 【概要】

滋慶医療科学大学院大学（以下、「本学」という。）は、わが国唯一の医療安全管理学とその領域としての医療経営管理学を教育・研究する、職種横断型の大学院大学である。

本学の使命・目的は、「『高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養』に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、（中略）すべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成すること」と学則に定められている。この使命・目的に基づき、「医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学に関する卓越した実践能力と研究能力を持つ人材」及び「医療安全管理学領域の教育・研究体系のシステム構築を行い得るリーダーシップを持った人材」を育成している。

本学は修士課程 1 研究科の大学院大学であり、大学の使命・目的に合致した 3 つのポリシーを定めて、教育・研究活動を行っている。本学の特色は以下の通りである。

#### 【1】医療安全管理学と医療経営管理学に関わる人材養成

ヘルスケア領域の質向上と安全のための実践的人材を養成する大学院大学として、医療安全管理学分野と医療経営管理学分野の体系的な教育課程を編成し、3 つのポリシーに基づき、当該分野の研究能力と実践能力をもった人材を養成している。

#### 【2】多彩な教員構成

医学、看護学、薬学、臨床工学、心理学、社会福祉学、経営学など医療安全管理学と医療経営管理学に関わる多くの専門分野の教員が、教育・研究指導に対応している。

#### 【3】入学前から修了後まで一人ひとりの学生を支援

入試合格者にはアドバイザー教員 1 人が配置され、履修科目や修士論文研究テーマ等について支援を行っており、入学後は指導教員が多様な観点から研究指導を行う。

ヘルスケア領域で働く社会人を主たる対象とした大学院であるため、社会人選抜入試の制度を設けるとともに、3 年以上の実務経験をもつ場合は個別の出願資格審査により大学卒業者以外でも条件を満たせば入学が可能である。授業は平日夜間と土曜日昼間に行われており、働きながら修士の学位の取得が可能であり、長期履修制度を活用すれば修業年限分の学費負担で修了が可能である。

修了時には、診療報酬請求の医療安全管理加算が適用される医療安全管理者となることができる。また、看護師として所定の経験を有する場合は、公益社団法人日本看護協会による審査の上、認定看護管理者認定試験の受験資格を得ることができる。さらに、研究生制度を利用して、修了後の学会発表や論文作成などを支援している。

平成 30（2018）年度より医療管理科学研究科医療安全管理学専攻が専門実践教育訓練講座の認定を受け、該当する学生は学費の支援を受けられるようになった。

#### 【4】医療安全と医療経営に関わる社会貢献活動

本学が立ち上げた「医療安全実践教育研究会」や「医薬品等製造実践教育研究会」と、平成 30（2018）年度に新たにスタートした「医療機器安全管理研究会」では学術集会や講座等を開催し、現場の実践的な人材育成を支援している。また、「医療マネジメントセミナー」等の多彩なセミナーを開催し、人材育成と情報発信を行っている。

### 【平成 30（2018）年度の取組み】

#### 1) 3つのポリシーの公表とそれに基づく教育・研究活動

学校教育法施行規則の改正（平成 28（2016）年 3 月）を受け、本学医療管理学研究科のアドミッション・ポリシーを平成 28（2016）年度に、またディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを平成 29（2017）年度にそれぞれ改定・公表して、大学運営と実践にあたっている。現行の 3 ポリシーは、次ページの通りである。

#### 2) 教育課程の改定

本学医療管理学研究科の 3 つのポリシーの改定に伴い、平成 30（2018）年度入学生から教育課程の見直しを行った。これにより、修了要件の単純化と教育の体系化を図り、学生は修士学位論文研究にさらに十分な時間をかけて注力することが可能となった。

#### 3) 社会貢献活動

本学では社会貢献活動として、「医療安全実践教育研究会」及び「医薬品等製造実践教育研究会」を設立し、医療や医薬品製造の現場での質向上と安全に関する実践教育と人材育成を行ってきた。「医療安全実践教育研究会」は、平成 30（2018）年 10 月 21 日（日）に第 6 回学術集会を開催した。「医薬品等製造実践教育研究会」は、平成 30（2018）年 5 月～7 月に GMP 初級講座（全 3 回）を、10 月～11 月に GMP 実践講座（全 2 回）を開催した。

さらに平成 30（2018）年度から、医療機器の安全管理に関する実践教育の場として「医療機器安全管理研究会」を立ち上げ、平成 30（2018）年 11 月 10 日（土）にキックオフセミナーを開催した。

その他のセミナーとして、本学主催による医療マネジメントセミナー及び医療・福祉マネジメントセミナーを計 10 回開催した。

各研究会、及びセミナーの詳細は 20～22 ページを参照のこと。

#### 4) 「職業実践力育成プログラム」(BP) の認定及び専門実践教育訓練給付講座の指定

本学医療管理学研究科医療安全管理学専攻は、文部科学省の平成 29（2017）年度「職業実践力育成プログラム」(BP) に申請し、プログラムとして認定を受けた。

BP は、社会人が職業に必要な能力や知識を高めるために、実践的かつ専門的な教育プログラムであることを認定するものであり、本学における教育内容が認められたものである。この認定に伴い、厚生労働省「専門実践教育訓練」の講座指定を受けた。これにより、平成 30（2018）年 4 月入学生から、所定の要件を満たす学生は授業料の一部を給付金として受給することが可能となった。

| 医療管理学研究科医療安全管理学専攻の使命・目的と教育目的、3つのポリシー |  |
|--------------------------------------|--|
| 使命・目的                                | 「高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養」に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、(中略)すべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成する。   |
| 教育目的                                 | 「医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学に関する卓越した実践能力と研究能力を持つ人材」及び「医療安全管理学領域の教育・研究体系のシステム構築を行い得るリーダーシップを持った人材」を育成する。   |
| ディプロマ・ポリシー                           | <p>本研究科では、以下の4項目についての修得を学位授与の方針とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基盤となる専門性に加えてヘルスケア領域における質・安全の管理・経営の実践に必要な専門知識、技術、倫理性を有している。<br/>                     -コンピテンシー：「知識活用力」、「質・安全へのコミットメント」、「倫理性」</li> <li>2. ヘルスケア領域における質と安全に関する課題を明確にし、研究的手法を用いて課題を達成できる能力を有している。<br/>                     -コンピテンシー：「課題探求力」</li> <li>3. 利用者を含めた多職種連携の中でヘルスケア領域における質向上と安全を目指した活動や教育をマネジメントする力を有している。<br/>                     -コンピテンシー：「人材開発力」、「資源活用力」、「連携力」</li> <li>4. ヘルスケア領域における質と安全の学際的な知識を基礎に、グローバルな視点から課題を理解し、自身の主張を社会に発信する能力を有している。<br/>                     -コンピテンシー：「グローバル性」</li> </ol> |
| カリキュラム・ポリシー                          | <p>本研究科では、それぞれの専門性を基盤として、学位授与の方針に掲げるコンピテンシーを修得させるため、体系的な教育課程を編成します。</p> <p>必修科目は、医療管理学の基礎となるもので、分野に関わらず必ず履修する科目であり、選択科目は、分野や研究内容によって選択する科目です。また、選択必修科目は、必修科目、および選択科目で学んだ内容を活用し、実際の状況を想定して事例に取り組む演習科目として配置されています。</p> <p>選択した分野の開設科目を履修しますが、視野を拡大するために他分野の開設科目の履修も推奨しています。</p> <p>生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を養うため、演習科目のみならず、講義科目においてもアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れています。また、修士論文の指導は、主指導教員と副指導教員を置き、多面的に課題を捉え探求できる体制をとっています。</p> <p>さらに、国内外の課題を自己の課題と関連させて考え、発信する力を養うため、関連学会や学外プログラム等への参加を推奨します。</p> <p>在学中から到達目標に対する学修成果の評価を行い、人材開発力を育成します。</p>   |
| アドミッション・ポリシー                         | <p>本研究科では、ヘルスケア領域への関心、および修学の基礎となるリテラシー（読解記述力）とコミュニケーション力を持ち、次のいずれかの意欲を持った人を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ヘルスケア領域の質・安全または経営に関する知識・技術の獲得と実践を目指す。</li> <li>2. 課題を明確にし、研究的手法を用いて解決の方策を考えるとともに、その成果を社会に発信する能力の獲得を目指す。</li> <li>3. 多職種連携による業務の質・安全向上のための実践と教育のリーダーを目指す。</li> </ol>   |

## 2. 学生

### 2-1 学生の受入れ

#### 【概要】

本学の求める人材像および入学者受入れの方針は、アドミッション・ポリシーとして大学案内、募集要項、ホームページ、大学ポートレートに明記して周知を図っており、入試相談およびオープンキャンパスにおいてもその説明を行っている。入学志願者の専門性や職種が広範囲に及ぶため、入学者選抜試験の小論文試験のテーマについては入試委員会の中に小論文担当の委員会を設けて検討しており、面接試験についても所定の基準項目を設けて評価し、公平性と個別適合性の実現に努めている。

本学の入学者選抜試験には、一般選抜入学試験と社会人選抜入学試験がある。社会人選抜入学試験は、出願資格を満たし、かつ医療機関等における実務経験が満 3 年以上ある者が受験することができる。一般選抜入学試験の受験科目は小論文、英語、面接試験であるが、社会人選抜では小論文と面接を重視し、英語は試験科目に採用していない。

本学の受験資格は大学を卒業した者の他、一般的な大学院修士課程の入学要件と同様であるが、アドミッション・ポリシーに則り、専門学校や短期大学の卒業者であっても、実務経験等を考慮し、「大学卒業と同等の能力を有すると本学が個別に認定した者」には受験資格を与えている。この個別の出願資格審査には、「修学の抱負」と題した文書を中心に、3 年以上の実務経験証明書等の提出書類に基づく書類審査と、個別面接試験が行われる。審査に合格した者は社会人選抜入学試験を受験することができる。出願資格審査における書類審査、入学試験における小論文、英語、面接試験の採点は、学長が指名した各々3 人の採点委員によって所定の項目について評価がなされ、拡大入試委員会で合議の上、可否を判定し研究科教授会に報告される。拡大入試委員会は入試委員会委員と筆記試験採点委員、面接採点委員等から構成されている。

合格決定後、入試合格者 1 人に対してアドバイザー教員 1 人を指名し、研究指導教員が決定するまでの間の履修科目や研究テーマについて相談・指導を行っている。

学生募集対策では、教職員が近畿圏の医療機関等への訪問活動を行っている。また本学が主催する各種研究会やセミナー、及び各種学会や学校法人大阪滋慶学園（以下、「本学園」という。）主催の「就職フェア」等で認知度向上を図るとともに、ホームページの充実等を推進している。

なお、入学試験成績や入学後の学修評価は匿名化した上で定期的に集計・分析されており、入試制度の妥当性の評価・検証や学生募集のための基礎資料として利用している。

#### 【平成 30（2018）年度の取組み】

平成 31（2019）年度入学者選抜試験において、個別の出願資格審査の小論文試験を「修学の抱負」と題する書類審査に変更した。「修学の抱負」は、(1)これまで行ってきた業務、(2)入学後取組みたい研究内容、(3)大学院修了後の抱負の 3 項目について記載するもので、3 人の書類審査採点委員により審査している。これに伴い、「個別の出願資格審査および入学者選抜試験実施要項」の改定を行った。これらの改定は、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜試験を実施する上で重要と考える。今後この改定に関する検証を行い、さらなる改善につなげる予定である。



## 2-2 学修支援

### 【概要】

学生に対する学修支援として、入学試験合格者に対してアドバイザー教員 1 人を配置し、入学前から履修科目や指導教員の決定に関する相談や研究課題の設定等について支援を行っている。入学後は、主・副指導教員が修士学位論文研究を複数の観点から指導し、2 年次 7 月の中間報告会では、全教員から修士学位論文研究に対する助言を得る機会を設けている。なお、学生の修学状況に応じて、最大 4 年まで在籍可能となる長期履修制度を設けており、修業年限の 2 年分の学費負担で修学することが可能である。

本学では、すべての授業科目についてオフィスアワーが設定され、授業への質問だけでなく学修上の相談にも対応している。また、修士学位論文作成において重要な文献検索方法等に関しては、専門家によるセミナーを開催するとともに、図書館司書が個別に指導を行っている。統計分析手法についても、担当教員が個別に指導している。

学生の学修面や生活面等の相談に対しては、各学年に男女各 1 人の専任教員が担任として配置され、事務窓口も相談に対応しており、社会人学生の抱える多様な問題に対して教職協働による支援を行っている。

カリキュラム・アンケートや学生生活満足度調査等の結果は研究科教授会において教職員全員に情報共有され、学修環境の改善につなげている。カリキュラム・アンケート結果に対しては、科目担当のすべての講師に授業改善報告書の提出を求めており、これらは本学ホームページの在学生ページで閲覧が可能である。

障がいをもつ学生に対しては、講義の担当教員に対して授業に際しての配慮事項を記載した文書を配布し、教職員が連携して学生の履修を支援している。退学者は開学以来の 8 年間で計 3 人と少なく、休学者や留年者に対しては指導教員や担任、事務職員等が個別に対応し、修了まで支援している。また、学長、研究科長、教務委員長が研究指導教員と面談し、修士学位論文の進捗状況の確認とアドバイスを行っている。

修了後の支援として、研究継続を希望する者は、選考のうえ研究生として在籍可能であり、指導教員のもとで学会発表や論文作成等を行っている。

### 【平成 30（2018）年度の実績】

平成 30（2018）年度入学生より、全ての学生に対して主・副指導教員 2 人以上による修士論文指導体制を徹底した。また、教務委員会で研究実施計画書の事前審査を行い、計画書の作成を支援する体制を整えた。さらに、ホームルームを適宜開催して学生への伝達事項の周知を図り、相談のしやすい環境を整備して修学期間を有意義に過ごせるよう配慮を行っている。

修了後の研究活動支援により、平成 30（2018）年度も複数の修了生が海外の国際学会において修士論文研究の一部を発表しており、また学術雑誌に修士論文研究の一部が掲載されるなど、支援の成果が見られる。その他、医療の質・安全学会学術集会をはじめとする国内外の関連学会において、多数の在校生・修了生が研究発表を行い、また活動報告やパネルディスカッション等でも研究や実践活動の成果を発表した。

### 2-3 キャリア支援

#### 【概要】

本学の学生のほぼ全員が医療・福祉等の業界で働く社会人学生であるため、自らの職業経験に本学での学業や研究を統合して、さらなるキャリア開発を目指すために入学してきている。その希望に対して、学生全体に向けてキャリア開発の助言・指導を行うとともに、個別の相談や希望に対しては、担任、研究指導教員、学生生活委員会、事務部等が連携して助言や支援を行っている。就職活動等が必要な場合は、本学園の系列専門学校のキャリアセンターを利用することも推奨している。

本学において取得可能な資格として、「医療セーフティマネジメント学特論Ⅰ・Ⅱ」（計2単位）および「医療リスクマネジメント学特論Ⅰ・Ⅱ」（計2単位）の計4単位の履修証明書を提出することで、医療機関における医療安全管理加算が適用される医療安全管理者となることができる。

また、本学は公益社団法人日本看護協会の認定看護管理者の受験要件にある「大学院において管理関連の修士号を取得」する課程に該当すると認められているため、学生が「看護師長以上で3年以上の管理経験」を有していれば、本学での学修と看護管理に関連する修士論文に基づいて、修了後に認定看護管理者の認定審査（書類審査・筆記試験）を受けることが可能であり、合格すれば認定看護管理者の資格が取得できる。これを目指す学生には、試験対策や学習計画の相談など、修了後も継続して支援を行っている。

さらに平成29（2017）年度より、学生が自らのキャリアを見つめ直すとともに修了後のキャリアを視野に入れて計画的に学生生活を送れるよう、学生生活委員会主催で年1回「キャリアガイダンス」を実施している。具体的には、本学での学修を活かして活躍している修了生を講師に招き、職場での職位・役割の変化、資格取得への取り組みなどについて話を聞き、学生と修了生の交流を促している。

以上のように、教育課程の内外を通じ、学生が修了後に社会的・職業的により一層自立した活動を行えるよう様々なキャリア支援を展開している。

#### 【平成30（2018）年度の取組み】

平成30（2018）年度も学生に対するガイダンスやオリエンテーションの中でキャリア開発の重要性について説明を行い、また就業に関する個別の相談に応じるなど、一人ひとりの学生のキャリアに対する支援を行っている。

また、平成30（2018）年7月21日には「第2回キャリアガイダンス」を開催し、2人の修了生がそれぞれキャリア開発のビジョンを抱いて在学中から一貫して努力してきた歩みや現在の役割などについて講演を行った。参加した学生の約9割が満足したとアンケートに回答し、身近な体験談から刺激を受けて今後のキャリア開発の参考にすることができた。平成31（2019）年度も同様の要領でキャリアガイダンスを開催することが決定されている。

日本看護協会の認定看護管理者試験では、平成30（2018）年度も新たに合格者がでており、平成27（2015）年度以降毎年合格者を輩出している。

## 2-4 学生サービス

### 【概要】

学生が安定した学生生活を送れるよう、学生生活委員会が中心となり、事務部と連携して修学支援、経済的支援、就職支援、健康支援等を実施している。

修学及び学生生活に関しては、各学年の担任（専任教員男女各 1 人）、及び入学試験合格から指導教員決定までの期間はアドバイザー（各学生に専任教員 1 人）、指導教員決定後は主・副の指導教員が連携して支援を行っている。学生の意見や要望を把握するため、学生生活委員会が年 2 回のアンケート調査を実施しており、学生自習室に意見箱も設置している。これらから得た意見・要望やアンケート調査の結果は、対応を含めて学生生活委員会が検討し、研究科教授会に報告するとともに、適宜他の委員会等とも連携して改善を図っており、その内容を学生にフィードバックしている。

修学の環境としては、自習室に個別の机とロッカーを整備しており、校舎地下 1 階の学生食堂では夜間や土曜日でも食事の提供が行われている。

経済的支援としては、従来からの学費分納制度、日本学生支援機構の奨学金制度、本学園独自の大阪滋慶奨学金制度（給付型）の利用に加え、平成 29（2017）年度入学生には雇用保険の一般教育訓練給付金制度、平成 30（2018）年度入学生からは専門実践教育訓練給付金制度が適用されることになり、学費負担の軽減につながっている。

学生の心身の健康管理等については、学内に医務室を設置して担当の教員（医師と看護師各 2 人）を指定している。また、滋慶トータルサポートセンター（JTSC）新大阪は、心理面を中心とする各種相談等に予約制で応じている。さらに学生全員が、公益財団法人日本国際教育支援協会による学生教育研究災害傷害保険及び付帯賠償責任保険に加入しており、正課中、通学途中、研究活動に伴う学外での活動中の事故に対して対応できる体制を整えている。

ハラスメント防止に関しては、オリエンテーションやホームルームを通じてハラスメントのない学修環境の大切さを伝えるとともに、事案発生時の相談窓口などを繰り返し周知している。また、「ハラスメント防止規程」を学生便覧とホームページに掲載し、相談員及び事務部がハラスメントの相談窓口になり、学生自習室に設置した意見箱でも対応する体制を取っている。ハラスメント委員会は教職員と学生を対象とする研修を定期的に主催してその防止と啓発に努めている。

### 【平成 30（2018）年度の取組み】

本学医療管理学研究科医療安全管理学専攻は、平成 30（2018）年度入学生から専門実践教育訓練給付金制度の対象となり、経済的支援が一層充実した。その他、平成 30（2018）年度も学生満足度調査等から得られた学生の要望に応じて、学内設備や自習室の機器類の充実を図るなど、学修のための環境整備に努めている。

課外活動の取組みとしては、患者参加の医療を実践している大阪府北部の医療機関を希望者が見学し、施設の理念・方針を聴く機会を設けた。

また、ハラスメント防止研修として、平成 30（2018）年 5 月 26 日（土）に弁護士を講師として「ハラスメントのない教育環境を目指して」を開催した。

## 2-5 学修環境の整備

### 【概要】

本学は JR 新大阪駅から徒歩 3 分と通学に便利な立地にあり、平成 18 (2006) 年に竣工した制振構造の校舎である。エレベーターや障がい者用トイレ等を設置し、バリアフリーに配慮している。校舎全体のメンテナンス管理については、設備点検、清掃、廃棄物処理等の業務を業者に委託している。また、「防火・防災管理規程」や「施設管理規程」を整備し、消防避難訓練や消火訓練の実施、防災マニュアルブックの配布等により、災害時の対応について学生及び教職員に啓発している。

校舎内は全館無線 LAN が完備しており、学生や教職員がネットワークを利用して図書館が提供する電子ジャーナルや各種データベースを利用することが可能である。

図書館は原則として平日 21 時まで、土曜日は 18 時まで開館し、専任及び非常勤の司書が学生・教員の対応を行い、文献データベースや電子ジャーナル、蔵書検索の使い方など、学生に IT リテラシーの援助も含めた個別支援を行っている。また、教員や修了生が執筆し、学術雑誌等に掲載された論文や、全国の病院が公開している医療事故調査報告書（平成 11 (1999) 年以降）を収集・ファイリングし、専用コーナーを設けて閲覧に供している。認定看護管理者資格取得を目指す学生には、関連する日本看護協会指定テキストや参考書等も配架して学修を支援している。

学生自習室には、学生が個人ごとに使用できる机とロッカーを配備しており、一般実験・実習室など、学生がグループワークなどを行える環境を整備している。

学修環境については、学生生活委員会が実施する学生生活アンケートや学生生活満足度調査において学生の意見を聴取しており、改善につなげている。

### 【平成 30 (2018) 年度の実績】

#### 1) 図書館資料の所蔵数 (平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在)

| 図書の冊数 (冊) | 学術雑誌 (種) |     | 電子ジャーナル (種) |
|-----------|----------|-----|-------------|
|           | 国内誌      | 外国誌 |             |
| 9,951     | 429      | 193 | 8,987       |

#### 2) データベース・電子ジャーナルリスト

|                      |  |
|----------------------|--|
| データベース名<br>(同時アクセス数) | 医中誌 web (4)、JDreamIII (2)、メディカルオンライン (無制限)、最新看護索引 web (1)、MEDLINE with Full Text (無制限)、CINAHL Complete (1)、PsycINFO (無制限)、ERIC (無制限)                                       |
| ジャーナル名<br>(誌数)       | メディカルファインダー (8)、メディカルオンライン (1339)、JSTOR Collection I, IV, LifeSciences (568)、SpringerLink (1585)、Taylor&Francis Online (2007)、Sage Premier (856)、Wiley Online Library (10) |

## 2-6 学生の意見・要望への対応

### 【概要】

学生の意見や要望は、年間定例で実施されるカリキュラム・アンケートや学生生活アンケート、学生満足度調査によって収集しており、その集計結果は研究科教授会に報告され教職員に情報共有されている。また、学生自習室には学生意見箱が設置されており、匿名で意見を述べることができるようになっている。

カリキュラム・アンケートの結果は本学ホームページの在学生ページに公表されており、また各科目に対するコメント等は科目担当講師にフィードバックされ、それに対して授業改善報告書を提出することになっており、これらの授業改善報告書もホームページ上で閲覧可能である。

学生生活アンケートや学生満足度調査で得られた学生からの意見や要望に対しては、本学としての回答を作成し、掲示により学生にフィードバックするとともに、該当する委員会と連携して大学全体としての改善につなげている。

本学のすべての授業科目には担当講師のオフィスアワーを設定しており、授業に関する学生の質問や意見等に対応している。また、学年ごとに2人の専任教員（男女各1人）が担任となり、学生の学修面や生活面等、あらゆる相談に対応している。担任は必要に応じて担当学年のホームルームを開催しており、学生が相談しやすい環境を整えている。さらに、研究活動に必要な文献の検索・管理方法をはじめ、図書館利用に関する問い合わせや相談に対しては図書館司書が個別に対応している。その他、事務部も学費納入を含めて様々な相談の窓口として、学生の要望等に対応している。

以上のように、本学では学生の意見や要望をくみ上げるシステムを整備しており、適切に対応するとともに、教職員間で情報共有し、修学や生活支援に反映させている。

### 【平成 30（2018）年度の取組み】

平成 30（2018）年度も例年と同様、カリキュラム・アンケートや学生生活満足度調査等の修学状況の調査をそれぞれ定例の時期に実施し、それによって得られた学生の意見や要望に対して、より良い教育・研究活動を進められるよう、学修環境の改善を行ってきた。具体的な例としては、学内無線 LAN 設備のリニューアル、学生自習室のプリンタの更新、研究活動に伴って発生した資料の保管場所の確保などを行った。

### 3. 教育課程

#### 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 【概要】

授業科目の成績評価については、学則第 8 条第 2 項において、「本大学院大学においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」と定めている。特別演習及び課題研究以外のすべての科目の成績評価基準はシラバスに明記され、学生便覧及びホームページに公表されている。シラバスには、評価のポイントや授業時間外に必要な学修についても記載されている。さらに、履修等に関する規程第 6 条第 3 項に「授業科目の試験は、当該授業を 3 分の 2 以上出席した学生が受けられる」と定めており、出席状況も重視している。これらの成績評価は、成績通知書として年 2 回学生に配布され、学生自身が単位修得状況を把握できるようにしている。

本学で開講している授業科目には、どのディプロマ・ポリシーを到達目標としているかについて、該当する科目番号が付与され、シラバスに明記されている。これは教育課程とディプロマ・ポリシーとの体系化を示すものである。

修了要件については、学則第 14 条に「研究科の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、所要の授業科目について必要な単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること」と定めている。また、履修等に関する規程第 12 条には「課題研究（修士論文作成）を提出しようとする学生は、1 年以上在学し、第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号に規定する単位数をすべて修得していなければならない」としている。

修士学位論文の学位審査は、「学位規程」並びに「修士学位論文の学位審査に関する指針」に基づき行っている。

以上のように、本学では単位認定や修了認定等は規程に基づき厳正に運用されており、今後成績評価とディプロマ・ポリシーとの一貫性についてさらに検討を進める。

##### 【平成 30（2018）年度の実施】

平成 30（2018）年度には、修士学位論文の質向上を目的として、教務委員会において研究実施計画書の事前書類審査を実施することになった。従来は研究倫理委員会において研究実施計画書の倫理面での審査を行ってきたが、教務委員会が係ることにより、修士学位論文の計画段階から多面的な支援を行うことができるようになった。

また、ディプロマ・ポリシーに基づく教育課程の見直しの一環として、平成 30（2018）年度入学生より、大学院設置基準の修了要件である 30 単位以上の修得をもって修了できるよう教育課程を改定し、必修科目 8 単位、選択必修科目 1 単位以上、選択科目 11 単位以上、特別演習 2 単位、課題研究 8 単位の修得で修了が可能となった。この改定により、修士学位論文研究がさらに充実することが期待される。

厳正な単位認定による成績評価として、必修科目における GPA 制度の導入を試行しており、平成 31（2019）年度からの正式導入に向けて準備中である。

### 3-2 教育課程及び教授方法

#### 【概要】

本学では学則第1条及び第2条に定められた使命・目的、教育目的と、学則第3条（教育課程の編成方針）に定められた「その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を作成し、体系的に教育課程を編成する」という方針に基づき、医療管理学研究科医療安全管理学専攻のカリキュラムを編成している。

本学のカリキュラム・ポリシーは、本学ホームページ、大学案内、学生便覧、大学ポータルサイトに示されている。このカリキュラム・ポリシーに基づき、必修科目8科目、選択必修科目2科目、選択科目34科目、リメディアル科目1科目と特別演習、課題研究を教育課程として定めている。

課題研究以外のすべての科目のシラバスは、学生便覧、本学ホームページに公表されている。これらの授業科目には科目番号が付与されており、ディプロマ・ポリシーのどの項目に関連するかが明示されている。

医療安全管理学分野や医療経営管理学分野は社会情勢を反映して変化していく内容を包含しているため、各授業科目の内容や教育課程全体について常に確認を行い、必要な改定を行っている。シラバスについても、教務委員会において内容の確認を行っており、時代の要請への対応とともに学生がより深く理解できるよう努めている。また、医療安全管理学分野を希望する学生には「医療安全管理学事例研究」を、医療経営管理学分野を希望する学生には「医療経営管理学事例研究」を選択必修科目として配置しており、これらの科目内容についてはそれぞれ専門家である複数の担当教員が検討を重ねて運営している。

なお、本学の入学生は医療・福祉等の現場で働く社会人が主体であることから、学修歴が多様であることを踏まえて、基礎科目である概論科目を5科目開講しており、さらにリメディアル科目として医療英語を開講している。

#### 【平成 30（2018）年度の取組み】

本学では平成 29（2017）年度に文部科学省「職業実践力育成プログラム」（BP）の認定を受けた。このプログラムの認定には、全開講科目の 5 割以上が双方向または多方向に行われる討論を伴う授業や実務家教員による授業など、実践性の高い授業を行っていることが求められており、本学は認定時に「ほとんどの授業が双方向であり、グループディスカッション、グループワークが盛り込まれており、一部ロールプレイなども含まれ、高く評価できる。」と審査委員からのコメントを得ている。

このようにすべての授業科目にアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れることを大学として推奨しており、カリキュラム・アンケートの結果を踏まえて毎年度改善を図っている。また、FD/SD 研修においても、毎年アクティブ・ラーニングに関する事例報告を行うなど、より良い授業となるよう全教員が努力している。

本学が開講している各科目には、当該科目が目指すディプロマ・ポリシーを示すナンバリングを導入しており、シラバスにも科目番号が記載されて、科目とディプロマ・ポリシーとの関係が明示されている。

### 3-3 学修成果の点検・評価

#### 【概要】

本学では3つのポリシーとディプロマ・ポリシーに含まれる8つのコンピテンシーを学生便覧及びホームページ等に公表している。必修科目を履修することにより、すべてのディプロマ・ポリシーが修得可能なカリキュラムとなっている。加えて、授業科目のシラバスに記載された到達目標や成績評価の基準等に沿って適切な評価を行っており、授業科目の成績評価から学生自身がディプロマ・ポリシーを踏まえた履修状況の把握が可能である。

教育内容・方法及び学修指導等の改善・向上については、FD/SD委員会においてカリキュラム・アンケートを実施し、結果を教職員間で共有し、授業改善報告書とともに学生ロビー掲示板及び本学ホームページに公開している。課題研究の学修成果については、研究活動評価票を用いた学生の自己評価と指導教員による他者評価、中間報告会評価用シートを用いた全教員による他者評価を実施し、結果を学生及び指導教員にフィードバックすることでその後の研究進捗や指導の改善につなげている。さらに、必要に応じて学長や研究科長等からも研究指導に関するアドバイスや支援を受けることができる。また、主指導教員と副指導教員の複数指導体制による多視的評価を学生及び教員間で共有することにより、指導方法等の点検・評価につなげている。

授業以外の学修時間等の状況については、学生生活委員会が実施する学生生活に関する調査及び学生生活満足度調査により把握している。修了後のキャリアアップや教育目的の達成状況等については、自己点検・評価委員会を中心に実施された修了生アンケートにより状況把握に努め、各教員あるいは各委員会において改善に向けた対策を講じている。また、学修成果を含む大学運営システム全般についても、大学関係者評価委員会における業界からの外部評価を受け、改善への継続的な努力を続けている。さらに、FD/SD活動を通じて学修成果の点検・評価の意義や重要性を教職員間で共有し、修学環境の改善や教職員の資質向上に向けて継続的に活動を行っている。

#### 【平成 30（2018）年度の取組み】

平成 30（2018）年度は、学修成果の点検・評価を客観的なデータに基づき検証し、系統的・継続的に収集するための環境整備を進めた。具体的には、カリキュラム・マップの作成や、学修成果の可視化を可能にする学生対象アンケートの実施について検討を行った。このアンケートは従来各委員会が別々に所管していたものを全学横断的に実施するもので、アンケート項目と実施時期、個人情報保護に配慮した自己評価の収集と活用などを考慮して、平成 31（2019）年 3 月から実施するとともに、これらを担う IR (Institutional Research) 機能の充実・強化を進めた。

また、学修指導等の改善に向けた取り組みとして、平成 30（2018）年度からは副指導教員を 1 人以上配置することを必須化し、学生 1 人に対して 2 人以上の教員が多面的な視点で指導することにより、教員間での学修指導方法の点検・評価も可能となるよう体制を整備した。

平成 30（2018）年度に実施した FD/SD 研修は「4-3 職員の研修」（16 ページ）に記載の通りである。



## 4. 教員・職員

### 4-1 教学マネジメントの機能性

#### 【概要】

本学における意思決定は、大学の管理運営については本学園の理事会が行い、教学については研究科教授会で審議し、学長が行うこととしている。

学長は「校務をつかさどり所属職員を統督する」と学則第 46 条第 2 項に定められており、本学園の理事として理事会に出席するとともに、大学院大学運営会議の議長として、教学上の重要事項の協議に関わり、研究科教授会の議長として研究科を統括している。学長は教学運営の責任者としてリーダーシップを発揮して教職員をまとめる一方、理事会と緊密な連携を取り、大学の業務執行の要となっている。

研究科教授会は、教育課程、学生の入学、成績評価及び学位授与、学生の指導及び褒賞、教育研究、教員の選考、自己点検・評価、ファカルティ・ディベロップメント等、教学に関する重要事項を審議すると定められており、原則として月 1 回開催されている。学長は教授会の意見を聞き、教学に係る最終的な決定を行う。

研究科教授会の下には、入試委員会、教務委員会、研究倫理委員会、学生生活委員会、FD/SD 委員会、広報・情報委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、研究委員会、ハラスメント委員会、将来計画委員会等が置かれており、入試委員会と将来計画委員会の委員長は学長が兼務している。これらの委員会は学長のリーダーシップの下、諮問のあった種々の問題を調査・討議・検討し、教授会に報告する。研究科教授会はこれを審議し、学長が決定している。各委員会が収集した学生の意見は、学長のリーダーシップのもとに迅速に改善に取り組む体制を構築している。このように、教学運営が本学の使命・目的に沿って適切に行われるよう、学長が全体を統括する体制となっている。

大学院大学運営会議は、教学に関する重要事項について教学部門と本学園理事会とが意見交換し、検討する場として設置されたもので、学長の大学運営面での支援体制の一つとなっている。副学長は現在空席であり、学長の職務の補佐及び業務執行面での支援は研究科長が行なっている。さらに、平成 27 (2015) 年に IR を担当する学長直轄のワーキンググループが設置され、大学内の諸問題の分析に必要な種々のデータの収集及び管理を担当している。教学運営の事務面での支援は事務部が対応しており、教務、学生、入試・広報、図書、経理、総務と職務分掌に応じて支援を行うとともに、各委員会に正規の委員として参加し、教職協働で教学運営にあたっている。

#### 【平成 30 (2018) 年度の取組み】

本学の教学運営を適切に進めるため、大学院大学運営会議、研究科教授会及び各委員会は原則として毎月 1 回開催され、教学に係る諸問題を審議して学長が決定する体制が整えられている。また、平成 30 (2018) 年度には IR の一環として入学者に係る情報の分析を行い、研究科教授会において報告がなされた。この分析結果に基づき、広報・情報委員会が学生募集対策としての業界訪問の方針を策定して、教職員の訪問活動の実践につながった。

## 4-2 教員の配置・職能開発等

### 【概要】

本学は1研究科1専攻の修士課程のみの大学院大学で、大学院設置基準に定める必要教員数（保健衛生学関係）は、研究指導教員6人及び研究指導補助教員6人の計12人である。平成23（2011）年の開学時には研究指導教員として教授12人、准教授2人、研究指導補助教員として准教授1人の計15人が認められ、その後学年進行終了後の平成25（2013）年4月の研究科教授会における審査により、講師以上を全員研究指導教員、助教を研究指導補助教員相当として認定することが承認された。

平成30（2018）年5月1日現在の教員数は、研究指導教員16人（教授9人、准教授6人、講師1人）、研究指導補助教員1人（助教1人）の計17人であり、研究指導教員は全員が博士の学位を有している。教授の数も必要研究指導教員数の3分の2以上の規定を満たしている。なお、女性教員の比率は35.3%である。

本学が教育目的とする医療安全管理学や医療経営管理学は学際領域の学問であるため、医学・看護学・薬学・工学・人間科学・経営学など多様な分野の専任教員を配置している。専任教員は教育課程に定められた授業科目を担当するとともに、学生の修士学位論文指導にあたっており、特別演習と課題研究を担当している。

本学における教員の採用及び昇任については、「教員等選考基準」及び「教員等の任用及び昇任手続に関する規程」に基づいて進められる。教員の任用及び昇任においては、専任教員3人からなる審査委員会が組織され、候補者を選考して研究科教授会に報告する。なお、研究科教授会での投票は教授のみで行われる。

教員の職能開発等に関しては、FD/SD委員会が学長・研究科長と連携し、教員の教育指導・研究指導等の能力向上を目的としたFD/SD研修を企画運営している。研修終了後にはアンケートを取り、改善を図っている。

以上のように、本学は多職種の連携に基づく医療安全管理学を教育・研究する機関であり、教育目的及び教育課程に合致した教員を配置している。また、教員の任用、昇任、評価、研修等についても、規程に則り適切に行っている。

### 【平成30（2018）年度の取組み】

平成29（2017）年度末に専任教員4人（教授4人）が定年や転籍等で退職したが、平成30（2018）年度は看護学系教授1人、経営学系教授1人、生体材料学系准教授1人、看護学系助教1人の計4人を新たに採用した。

FD/SD研修は、平成30（2018）年4月から平成31（2019）年3月までの期間に計14回開催した。主なテーマとして、「研究活動における不正防止について」、「科研費；採択される3要素—アイデア・業績・見栄え—」、「論文執筆に関わる文献の取扱い・著作権について」、「医療安全の歴史的背景」等が実施された。詳細については、16ページを参照のこと。

### 4-3 職員の研修

#### 【概要】

本学では、開学当初よりファカルティ・ディベロップメント委員会が教員の教育の資質向上のためのFD研修を行ってきたが、教職員全体の資質・能力向上を図るため、平成28(2016)年度に「滋慶医療科学大学院大学FD/SD委員会規程」を整備し、ファカルティ・ディベロップメント委員会を改組してFD/SD委員会を設置した。FD/SD委員会では、コンプライアンスに関する研修などを企画・運営しており、教職員は出席が義務付けられている。

事務職員のみを対象とした研修は、事務職員が少数であるため、本学園が主催する新入職者研修や広報研修等への参加が主となっている。

また、文部科学省や日本私立大学協会、独立行政法人日本学生支援機構、公益財団法人日本高等教育評価機構等が主催する研修等に教職員を積極的に派遣しており、大学運営に係る法制度等への理解を深めるとともに業務遂行能力の向上に努めている。図書館運営については特定非営利活動法人日本医学図書館協会等の研修に司書が参加し、図書館のより良い運営に努めている。研修参加者は研修の内容を文書で報告することとなり、重要な内容については研究科教授会等の会議において情報を共有している。

職員の評価については「学校法人大阪滋慶学園事務職員人事考課規則」に基づいて年1回行われ、上長面談を通して職員の資質に応じた配置と業務分担を行っている。

#### 【平成30(2018)年度の取組み】

平成30(2018)年度にFD/SD研修として、「大学における個人情報保護」、「ハラスメントのない教育環境を目指して」、「研究活動における不正防止に関する研修」などコンプライアンスに関わる研が実施した。

平成30(2018)年度に実施したFD/SD研修は以下の通りである。

| 日 程       | テ ー マ   |
|-----------|---|
| 4月11日(水)  | 医療安全に関する研修(1) 医療安全の概要                                 |
| 5月2日(水)   | 新任教員研究活動紹介  |
| 5月9日(水)   | 本学開学の経緯とその後の経過について                                    |
| 5月26日(土)  | ハラスメントのない教育環境を目指して                                    |
| 6月13日(水)  | 医療安全に関する研修(2) 医療安全の20年のあゆみ                            |
| 7月11日(水)  | 研究活動及び研究費使用の不正防止に関する研修                                |
| 7月13日(金)  | 科研費；採択される3要素 —アイデア・業績・見栄え—                            |
| 9月12日(水)  | 大学における個人情報保護  |
| 10月10日(水) | AED講習会  |
| 10月13日(土) | 論文執筆に関わる文献の取扱い・著作権について                                |
| 11月14日(水) | 医療安全に関する研修(3) 医薬品に関するリスク                              |
| 12月12日(水) | 医療安全に関する研修(4) 医療機器の安全                                 |
| 1月9日(水)   | アクティブ・ラーニング事例紹介                                       |
| 2月13日(水)  | (1) 研究指導法事例紹介<br>(2) 公正な研究活動の推進 —研究倫理教育の目標・内容・手法を考える— |
| 3月13日(水)  | 障害者支援とICTの活用  |

#### 4-4 研究支援

##### 【概要】

本学では全教員が個人の研究室をもち、研究活動を行っている。学生の研究活動に対しては、情報処理室、一般実験・実習室、心理学実験室などの実習室を整備している。図書館では、専門図書や学術雑誌等を収集するとともに、「医中誌 Web」「JDreamIII」「MEDLINE」「ERIC」など学術データベース、電子ジャーナル等の充実を図り、最新の学術情報の体系的な収集、蓄積により、学術情報基盤を整備している。

ICT 環境については、広報・情報委員会が中心となり、学内の情報システムの構築と環境整備に努めており、学内無線 LAN 接続環境についてネットワークシステムの検証を行い、情報セキュリティを強化し、かつ利便性の高い学内ネットワークの整備を推進している。

研究倫理については、研究倫理規程を整備するとともに、「滋慶医療科学大学院大学における研究者および研究支援者の行動規範」をはじめとする研究活動に関連する各種規程を本学ホームページにも掲載している。教職員・学生ともに研究倫理に関する研修の受講を義務付けており、独立行政法人日本学術振興会が主管する「研究倫理 e-ラーニング」を1年生の夏前に修了することとしている。教職員に対しては、研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止も含めたコンプライアンス研修が毎年実施されている。

研究活動に対する資源配分として、教員は年間定額の個人研究費の使用が可能であり、その他の公的研究費や外部資金の獲得に向けた支援体制も整備している。学生の修士学位論文研究に対しても、必要と認められた経費について大学から支援が行われている。

##### 【平成 30（2018）年度の実績】

図書館では、平成 30（2018）年度も蔵書の充実を図るとともに、電子ジャーナルやデータベースの利活用を進めている。学生が修士学位論文研究において最も利用頻度が高い「医中誌 web」については、同時アクセス数を増やすなど学生の利便性の向上に努めた（詳細は 9 ページ参照）。

研究倫理委員会では、学内の研究活動に係るすべての規程の見直しを行い、研究活動において収集した資料やデータ等の保管と管理体制について詳細に規定するとともに、用語の統一等も含めて全体的な改定を行った。また、研究委員会では、外部機関との共同研究や知的財産等に関する諸規程の整備を行った。

## 5. 経営・管理と財務

### 【概要】

本学の経営と運営は、寄附行為等の本学園の諸規程、並びに学則等の本学の諸規程に基づき行われている。本学園の運営方針は理事会と評議員会で審議されており、理事会は年3回の定例理事会（予算承認理事会、決算承認理事会、秋季開催理事会）の他、必要に応じて臨時理事会が開催される。評議員会は理事会に先立ち同日開催されている。理事会及び評議員会の理事、評議員の出席状況は毎回80%以上であり、良好である。

監事は本学園及び本学の業務及び会計に関して監査を行い、その結果を理事会及び評議員会で報告している。理事会・評議員会への監事の出席状況は、100%となっている。

教学部門と本学園理事会が意見交換する場として、大学院大学運営会議が設置されている。この会議では学長が議長となり、常務理事、研究科長、図書館長、学長の指名した教員1人、及び事務部長が出席し、本学園と本学との意思疎通と連携を可能にしている。この会議においては本学の各委員会等の活動内容が報告され、教職員の提案等を直接理事会に伝えられる仕組みとなっている。

本学園の財務運営方針として、「安定した財務基盤の維持・確立」「必要な財源の確保」を掲げている。安定した財務基盤には学生生徒等納付金収入の確保が重要であり、本学園全体として安定した学生生徒等納付金収入が得られており、中長期計画に基づいた財務運営が行われている。

外部資金については、科学研究費補助金（科研費）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構助成金（AMED）、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金、及び共同研究費などを獲得し、学内の研究活動に活用されている。

会計処理は学校法人会計基準、及び本学園の経理関係規則に基づき適正に行われている。会計監査は、会計監査人（公認会計士）による監査の他、内部監査室による会計処理やコンプライアンスなどの内部監査が行われている。各種の監査で指摘された事項は速やかに事務業務の改善につなげており、また、研究科教授会等で本学の教職員にも報告され、大学全体の業務改善を図っている。

### 【平成30（2018）年度の取組み】

平成30（2018）年度理事会及び評議員会は、平成30（2018）年5月28日、11月19日、平成31（2019）年3月11日に開催した。監事監査は平成30（2018）年5月11日と5月18日、内部監査は平成30（2018）年3月20日、23日、27日、29日に実施した。会計監査は平成29（2017）年7月～平成30（2018）年6月を対象として実施した。

平成30（2018）年度はFD/SD研修を計15回、ハラスメント研修を1回開催した。詳細は、16ページを参照のこと。

平成30（2018）年度の外部資金の獲得状況は以下の表の通りである。

| 年 度              | 科研費獲得件数 |       | 科研費<br>総 数 | その他の<br>外部資金 | 外部資金<br>総額（※） | 備 考                        |
|------------------|---------|-------|------------|--------------|---------------|----------------------------|
|                  | 研究代表者   | 研究分担者 |            |              |               |                            |
| 平成30<br>(2018)年度 | 5 (1)   | 3 (2) | 8 (1)      | 3            | 千円<br>11,374  | その他の外部資金はAMED (1)、共同研究 (2) |

※ 総額には科研費等の間接経費を含む。科研費欄の（）内は新規採択数を示す。

## 6. 内部質保証

### 【概要】

本学の理念・目的を実現するため、自らの責任において教育・研究活動等が適切な水準にあることを保証し、また恒常的・継続的に質の向上を図ることを目的として、内部質保証の組織体制を構築している。具体的には、大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長の下に自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価の実施とその結果の公表、評価結果に基づく学長への答申、大学関係者評価委員会における外部有識者等による外部評価の実施など、内部質保証システムが適切に機能するよう定期的な検証を行っている。また、本学の各委員会は毎年度その活動について自己点検・評価を行い、大学の諸活動の改善に活用している。

第三者評価としては、認証評価機関による大学機関別認証評価を受審するとともに、大学関係者評価委員会による外部有識者の点検評価を受けている。評価結果及び指摘事項等については研究科教授会に報告され、関係する各委員会が教育・研究活動等の改善・向上のための方策を審議し、具体策を計画的に実行することで、大学の質の保証及び向上を図っており、内部質保証システムと自己点検・評価の適切性を確保している。

自己点検・評価結果をはじめ、本学の教育・研究活動および学生の修学状況等については、本学ホームページ等を通じて広く社会に公表している。

内部質保証システムが有効に機能するためには、客観的なデータの収集とその分析、およびそれに基づく改善が重要であり、これらを系統的・継続的に収集するため IR 機能の充実・強化を進めている。

また、FD/SD 活動等を通じ、全教職員に内部質保証の意義や重要性の意識共有を進めるとともに、大学院大学運営会議においては本学と本学園が意見交換し、内部質保証システムのあり方について検証を行っている。

### 【平成 30 (2018) 年度の取組み】

内部質保証のための自己点検評価は、自己点検・評価委員会を中心として毎年度実施しており、評価項目は公益財団法人日本高等教育評価機構の基準項目に準拠している。平成 30 (2018) 年度から日本高等教育評価機構の基準項目が改定されたことを受けて、本学の平成 30 (2018) 年度自己点検評価書は新たな基準項目に沿って作成を行った。

毎年 3 月に開催している大学関係者評価委員会は、学外有識者と修了生、及び本学関係者とが一同に会して、本学の教育・研究活動や自己点検・評価結果から導かれた問題点や課題について相互の立場で意見交換を行い、大学運営の改善につなげている。

IR については、平成 27 (2015) 年度から学長直轄のワーキンググループとして活動を行ってきたが、平成 30 (2018) 年度は IR の推進体制の強化を図るべく、IR 推進室規程を整備し、組織的な運用に向けて準備を進めた。また、入学時から修了後までの各時点における学生の状況を把握するためのアンケート調査項目について検討を重ね、調査を開始した。このアンケート調査は、学生の成長度合いや学修成果の可視化と学生の意見・要望の集約を目的としたものであり、本学のディプロマ・ポリシーに掲げる 4 項目の修得状況についても評価することにより、3 つのポリシーに基づく教育の改善・向上を図るものである。

## 7. 社会貢献

### 【概要】

本学は、医療安全管理学の修士課程を有するわが国初・唯一の大学院大学であり、医療安全の実践的リーダーとなる人材の育成が本学の使命である。一方、1 学年 24 人の修士課程教育だけでこの重要課題を解決することは困難であるため、現場の医療職者等と連携し、それらの人々への情報発信や研究の場の提供なども並行して活動してきた。

その一環として、平成 26 (2014) 年に「医療安全実践教育研究会」を設立し、年 1 回の学術集会や緊急セミナーを開催するとともに、医療機関における医療安全教育の実態調査を行い、その結果を公表してきた。これらの活動は、患者・利用者の安全・安心という医療安全の最大の目的達成に合致するものであり、本学の使命・目的そのものであると考えられる。また、医薬品製造における安全管理に関わる質向上を目的として、平成 27 (2015) 年に「医薬品等製造実践教育研究会」を、医療機器の製造から使用までの安全管理の質向上を目的とした「医療機器安全管理研究会」を平成 30 (2018) 年にそれぞれ立上げ、業界の人材育成に寄与している。

さらに、わが国で最初に設立された医療安全関連の学会である一般社団法人医療の質・安全学会において、教員や修了生等が多くの研究発表を行って学会活動に貢献している。

### 【平成 30 (2018) 年度の取組み】

本学では、各種団体・組織との連携事業を通じて、医療機関、企業・団体、地域、経営者のレベルアップを目的としたネットワーク化を進めており、地域の振興・推進に協力すべく、本学の研究・教育の取り組みを社会へ貢献・還元するための事業を展開している。

#### 1) 連携協力協定締結

|            |                    |                              |
|------------|--------------------|------------------------------|
| 連携協力協定締結機関 | 社会医療法人 祐生会 みどりヶ丘病院 | (平成 29 (2017) 年 10 月 13 日締結) |
|            | 医療法人社団 慶生会         | (平成 29 (2017) 年 10 月 16 日締結) |
|            | 株式会社 ユー・ユー・ユー      | (平成 29 (2017) 年 9 月 1 日締結)   |

#### 2) 人材育成・教育研究事業

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 医薬品等製造実践教育セミナー『GMP 初級講座 2018』 |   |
| 会場                            | 滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室   |
| 日時・内容                         | <p>【第 1 回】 平成 30 (2018) 年 5 月 18 日 (金) 10:00~17:30<br/>医療現場の医薬品安全管理、GMP の基本原則 (歴史、必要性、PIC/S)、GMP・GQP 省令と法規制、GMP 組織と責任体制、GMP 文書 (目的、体系、文書作成・管理)、ヒューマンエラー防止など</p> <p>【第 2 回】 平成 30 (2018) 年 6 月 15 日 (金) 10:00~18:00<br/>GMP 改正の最新情報、衛生管理、微生物管理、基準書・手順書・製品標準書、製造管理、品質管理と品質保証、出荷管理 (最終製品保証) など</p> <p>【第 3 回】 平成 30 (2018) 年 7 月 20 日 (金) 10:00~18:00<br/>PMDA 最近の調査状況、逸脱・変更管理、自己点検、適格性評価・バリデーション、設備の整理・保守点検、品質情報 (苦情) ・回収管理、GMP 適合性調査 (査察) など</p> |

滋慶医療科学大学院大学

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 医薬品等製造実践教育セミナー『GMP 実践講座 2018』 |  |
| 会場                            | 滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室  |
| 日時・内容                         | <p>【第1回】 平成30(2018)年10月19日(金) 10:00～17:00<br/>           医薬品製造における微生物試験および微生物管理の重要性、GMP省令の改正動向、サイトマスターファイル作成のポイント、製造衛生管理の詳細</p> <p>【第2回】 平成30(2018)年11月16日(金) 10:00～17:00<br/>           医薬品製造における変更の考え方、薬機法と医療機器(QMS)解説、バリデーション体系構築のポイント、GMP解説、GMP適合調査の最新指摘事例より</p> |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 医療機器安全管理研究会 キックオフセミナー |   |
| 会場                    | 滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室   |
| 日時・内容                 | <p>平成30(2018)年11月10日(土) 13:00～17:00</p> <p>1. 「再製造単回使用医療機器の展望」<br/>           高階 雅紀(大阪大学医学部附属病院 病院教授 材料部部長)</p> <p>2. 「医療の質・安全を向上させる医療情報システムとは」<br/>           松村 泰志(大阪大学医学系研究科 医療情報学教授、<br/>           同大学医学部附属病院 医療情報部部長)</p> <p>3. 「医療機器物流の現状と未来」 島田 正司(小西医療器株式会社 取締役事業部長)</p> |

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 医療マネジメントセミナー 「診療・介護報酬同時改定へのイノベーション」 |  |
| 会場                                  | 滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室  |
| 日時・内容                               | <p>【第1回】 平成30(2018)年8月5日(日) 13:00～16:00<br/>           テーマ：医療介護の未来予想図 ～後方連携の重要性～<br/>           講師：小山 秀夫(兵庫県立大学大学院 経営学研究科 教授)</p> <p>【第2回】 平成30(2018)年9月16日(日) 13:00～16:00<br/>           テーマ：医療・介護の現場を変えるモチベーション管理 ～モチベーションを高めるリーダーシップ～<br/>           講師：狩俣 正雄(滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 教授)</p> <p>【第3回】 平成30(2018)年10月7日(日) 13:00～16:00<br/>           テーマ：医療・介護の現場を変える財務管理 ～グループ経営の観点から～<br/>           講師：田中 伸(滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 准教授)</p> <p>【第4回】 平成30(2018)年11月4日(日) 13:00～16:00<br/>           テーマ：医療・介護の現場を変える交渉学 ～グループ経営と職種間連携を目指して～<br/>           講師：秋沢 伸哉(滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 客員教授)</p> |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 医療・福祉マネジメントセミナー |   |
| 会場              | 滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室   |
| 日時・内容           | <p>【第1回】 平成30(2018)年9月22日(土) 14:00～16:00<br/>           テーマ：事例から学ぶ管理者の事故対応 ～なぜ事故が大きなトラブルに発展するのか～<br/>           講師：山田 滋(株式会社安全な介護 代表)</p> |



滋慶医療科学大学院大学

|  |
|--|
| <p>【第2回】 平成30(2018)年10月14日(日) 14:00～16:00<br/>         テーマ：外国人介護人材を考える ～外国人介護職の現状と課題、これからの展望～<br/>         講師：光山 誠(医療法人敬英会 理事長、社会医療法人敬英福祉会 理事長)</p> <p>【第3回】 平成30(2018)年11月24日(土) 14:00～16:00<br/>         テーマ：人生の最終段階における医療とケア<br/>         講師：進藤 喜予(東大阪市立東大阪医療センター 緩和ケア内科 部長)</p> <p>【第4回】 平成30(2018)年12月15日(土) 15:00～17:00<br/>         テーマ：多様性の時代におけるリーダーシップ<br/>         講師：宮本 亨(京都大学大学院医学研究科 脳神経外科学教室 教授)</p> <p>【第5回】 平成31(2019)年1月26日(土) 14:00～16:00<br/>         テーマ：人間学的認知症ケアを始めよう ～医療から介護へ～<br/>         講師：三好 春樹(生活とリハビリ研究所 代表)</p> <p>【第6回】 平成31(2019)年2月23日(土) 14:00～16:00<br/>         テーマ：管理者が意思決定すること<br/>         講師：勝原 裕美子(オフィス KATSUHARA 代表)</p> |
|--|

|                     |   |
|---------------------|---|
| 医療安全実践教育研究会 第6回学術集会 |   |
| 会場                  | 大阪大学中之島センター 佐治敬三メモリアルホール  |
| 日時・内容               | <p>平成30(2018)年10月21日(日) 10:00～16:50<br/>         テーマ：地域包括ケアシステムを構築するための設計と連携<br/>         大会長講演：医療安全における参加概念のパラダイムシフト<br/>         飛田 伊都子(滋慶医療科学大学院大学 教授)<br/>         特別講演：医療事故当事者に対するメンタルケア・ピアサポート<br/>         講師：大磯 義一郎(浜松医科大学 医学部 医療法学 教授、医師・弁護士)<br/>         一般演題発表<br/>         「在宅移行中間施設としての当施設の役割」<br/>         演者：中山 昌美(大阪発達総合療育センター)<br/>         「医療安全のための栄養部門の取り組み」<br/>         演者：菅野 真美(近畿大学医学部奈良病院)<br/>         基調講演：地域包括ケアシステムを具現化するための設計<br/>         講師：辻 哲夫(東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授、元・厚生労働事務次官)<br/>         シンポジウム：地域包括ケアシステムを構築するための設計と連携<br/>         シンポジスト<br/>         「柏市における長寿社会のまちづくり」<br/>         稲荷田 修一(柏市保健福祉部地域医療推進課 課長)<br/>         「柏プロジェクトにおける在宅医療の推進」<br/>         古田 達之(柏市医師会在宅・プライマリケア担当理事、古田医院 院長)<br/>         「在宅医療における訪問看護の実際および多職種連携」<br/>         片岡 幸恵(柏市訪問看護ステーション連絡会 会長、<br/>         ハーブブランド訪問看護ステーション 所長)</p> |